

フリージア

Freesia

神奈川県不動産賃貸業協同組合報

夏号

2014 VOL.72



皆様に支えられて
神奈川県不動産賃貸業協同組合
は来年2015年1月に
「創設20周年」を迎えます。



- ご後援者・ご提携業者様より暑中お見舞い ……2
- 第20回通常総会開催報告 ……3
- (不動産学のススメ) 後見人① ……4～5
- (サンセイランディックの底地見聞録)
第3回 宗教法人の相続対策 ……6～7
- 「どうなる不動産オーナーと消費税改正」
～平成26年度税制改正と共に ……8～11
- 株式会社ノーリツ「お客様キャンペーンのご案内」 ……12～13
- (ゴルフ・シングルへの道) 第4回 体全体と筋肉の使い方 ……14
- 役員より暑中お見舞い ……15

NEWS
ニュース

7月5日(土) セミナー開催

【横浜新都市ビル(そごう横浜店9F)】

8月2日(土) 納涼会【パシフィコ横浜DANZERO】

暑中お見舞い申し上げます

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

笑顔がみえる贈り物。
お中元・お歳暮はニッポンハム。



日本ハム東販売株式会社 新横浜営業所

〒224-0043 横浜市都筑区折本町432-1
TEL 045-473-4186
FAX 045-473-4107

「ごちそうさま!」そのひとことが
美味しさの世界を広げていきます。



中食事業 和惣菜・魚肉練り製品・お
-弁当・惣菜- ごわ類、お弁当の製造販売

各種お弁当配達致します

外食事業 居酒屋、ランチやディナーを
-レストラン・居酒屋- 満喫できるレストランを展開

株式会社シンノオ

給食事業 現代人の食生活を見つめ直し
-企業・学校- た「おふくろの味」を提供

〒241-0015 横浜市旭区小高町118
TEL.045(373)5353 FAX.045(373)5459
<http://www.shinnoo.co.jp>

立ちどまらない保険。

MS&AD あいおいニッセイ同和損保

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
神奈川東支店 緑支社
〒226-0025 横浜市緑区十日市場町 872-12
TEL:045-983-7421 FAX:045-983-2687



SMBC日興証券

青葉台支店 〒227-0062 横浜市青葉区青葉台2-8-20
(パレテ青葉台) TEL.045-982-3311

資産運用・相続対策はご相談ください



有限会社 双美

代表取締役社長 鈴木文夫
建築一般・リフォーム・ビルメンテナンス
給排水工事をおまかせ下さい。

本社：〒241-0804 横浜市旭区川井宿町125-31
TEL：045-954-3223 FAX：045-954-3247
営業所：東京・横須賀・千葉

生命保険・損害保険に関するご相談なら

三井生命保険株式会社 二俣川営業部

〒241-0821 横浜市旭区二俣川2-85-4

TEL：045-361-6039

担当 小宮

まったく新しいウエディングステージ誕生!

アルカンシエル横浜 luxe mariage リュクスマリージュ

所在地 〒222-0033 横浜市港北区新横浜3-18-8
TEL 045-475-5670
営業時間 11:00~20:00(火曜日定休)
URL <http://www.arcenciel-g.jp/yokohama/>

ご用途・ご予算に応じた「仕出し料理」をおつくり致します。
ご慶事・ご法事・ご会食・ホームパーティなどにどうぞ!

日本料理 米宗

お問い合わせはフリーダイヤル 0120-246154 をご利用下さい。
〒226-0027 横浜市緑区長津田6-4-34
TEL 045-983-3911 FAX 045-984-6851
URL <http://www.yonesou.co.jp/>

お客様を一番の笑顔でお迎えいたします



新横浜グレイスホテル

〒222-0033 横浜市港北区新横浜3-6-15
TEL 045-474-5111(代表) FAX 045-474-9510(代表)
URL <http://www.gracehotel.jp>



横浜北支店 支店長 西村 正教

オーナー様の資産価値の最大化とご入居者の満足度向上を
目指しサービスの質を拡充してまいります。

株式会社 ハウスメイトパートナーズ 横浜北支店

横浜市都筑区茅ヶ崎中央 8-33 サウス・コア 2F
TEL 045-942-4942 FAX 045-942-4927
URL <http://www.housemate.co.jp>

有限会社 第一住宅社

代表取締役 松元 定示

皆様の大切な財産のよき相談相手に
なるよう努力を積み重ねています。

〒252-0334 相模原市南区若松3丁目48番2号
TEL 042-747-1111 FAX 042-747-1124

~\$~ インテリア・サーフ

代表 菱沼 朗

リフォーム全般、小さな事から何でもやります。
フットワークの良さが自慢です。

〒246-0035 横浜市瀬谷区下瀬谷1-7-4ドエル初山II-201号室
TEL 045-304-4544 FAX 045-304-4544

(広告掲載は、順不同です)

第20回通常総会開催報告

平成26年5月31日（土）午後4時00分より、新横浜グレイスホテルにて組合員総数120名中本人出席、書面議決書、委任状を含め69名の出席を得て定数を満たし、第20回通常総会が開催されました。

来賓に神奈川県中小企業団体中央会組織支援部主事、佐々木兵馬氏を迎え、議長に西條八郎氏を選任後、議案審議が行われ、各議案は原案どおり承認又は可決決定されましたのでご報告いたします。

- 第1号議案 平成25年度事業報告及び決算関係書類の承認の件
- 第2号議案 平成26年度事業計画案及び収支予算案承認の件
- 第3号議案 経費の賦課金及び徴収方法決定の件

総会終了後、提携業者様の事業サービス説明会を行い、その後親睦会を開催しました。顧問の先



神奈川県中小企業団体中央会
佐々木兵馬様



渡邊多喜男 理事長

生方からは、ワンポイントレクチャーで最近の裁判の傾向など紹介がありました。

その後、デイナータイムでは、ヴァルアの皆さんで、にぎやかにタヒチアンダンスのお披露目があり、会場は大いに盛り上がりました。最後は、恒例の江蔵先生の体全体を使った万歳三唱で会は終わりました。来年は20周年記念総会となりますので、多数の皆様でお祝いをしたいと思っております。



大谷隼夫 弁護士



江蔵耕一 不動産鑑定士



竹川忠芳 弁護士



不動産学のススメ

後见人①

不動産鑑定士・行政書士

江蔵耕一（えぞうこういち）

著者プロフィール

S22.2.6 鹿児島県生まれ
S44.3 中央大学法学部卒業

S44.4 神奈川県勤務
S53.3 不動産鑑定士開業
現在に至る

1. はじめに

現在、少子高齢化は急速に進んでいます。2040年には65歳以上高齢者の割合が3人に1人になると予測されています。今回はこのような超高齢化社会における個人の権利保護のための成年後見制度と介護保険制度についてです。

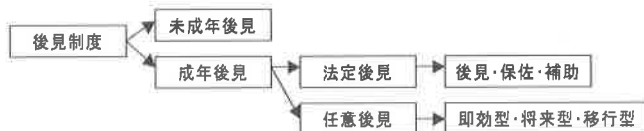
2. 後見の種類

後見制度は未成年者や認知症、精神障害者などの人達の人権を守る制度のひとつです。

国が法的に守ってくれる制度で未成年後見制度と成年後見制度のふたつがあります。

但し、契約で成年後見契約ができる任意後見制度があります（図表-1参照）。

（図表-1）後見制度の種類

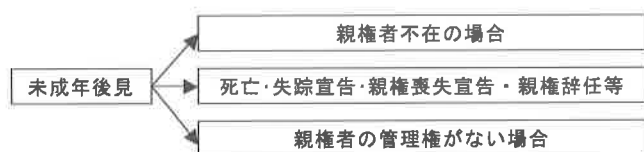


3. 未成年者後見制度（図表-2参照）

（1）親権者がいない場合（民法838条1号）

両親の死亡（養親も含みます）、両親の失踪宣告、親権喪失宣告、親権辞任、後見開始の裁判や事実上親権を行使できない場合（行方不明など）があります。離婚して単独親権者が死亡した場合も後見が生じる（通説・判例）

（図表-2）未成年者後見制度



（2）親権者がいても管理権がない場合（民法838条1号）

①管理権喪失の宣告があった場合

子の親族または検察官の請求による家裁の宣告となります。

②管理権を辞任した時

やむを得ない原因（病気など）で辞任した場合をさします。

（3）遺言による指定未成年者後见人

最後に親権をおこなう人が指定します。遺言で指定されない時は家裁が指定します。

4. 成年後見制度

（1）制度の理念

基本的人権の保障

①憲法14条（法の下での平等）→社会的身分（被後见人、被保佐人、被補助人などが該当します）

②憲法25条1項（生存的基本権）→健康で文化的な最低限度の生活を営む権利

③憲法25条2項（生存的基本権）→国の義務（社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上に努めなければならない憲法上の基本理念は上記のとおりですが成年後見制度の実質的基本理念は次の三つから成り立っています（図表-3参照）。

（図表-3）成年後見制度の実質的基本理念

自己決定の尊重	本人の意思決定を重視し本人の自己決定と本人保護の両方を実現
残存能力の活用	個人の尊厳や基本的人権を守り現在ある能力を最大限に引き出す
ノーマライゼーション	通常の人と同じく地域生活に参加し、障害の有無に関わらず能力に応じて健常者と同じ権利・義務を担い生活できること

（2）背景

高齢化社会という時次のように分類されます（図表-4参照）。

（図表-4）高齢化社会の分類

高齢化率（全人口に占める65歳以上の高齢者の割合）	
7%を超える	高齢化社会
14%を超える	高齢社会
21%を超える	超高齢社会

（3）成年後見制度は介護保険制度と車の両輪

2000年4月介護保険制度スタートと同時に成年後見制度も民法改正の形で発足しました。ただし、成年後見制度アピール不足と家裁という執行機関に対するアレルギーがありました。第三者がその権利を代弁、実現するという「権利擁護（アドボカシー）」システムなのです。

諸外国ではアメリカ、フランス、オーストリア、ドイツ、カナダなどで1960年以降成年後見制度が生まれています。

（4）成年後見に関する役所

①家庭裁判所・その支部成年後見係

②市町村の支援事業→申し立て費用の助成や後见人

の報酬の助成

③市町村の首長申し立ても可

(根拠法) 老人福祉法 32 条、知的障害者福祉法 27 条の 3、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 51 条の 11 の 2

(5) 成年後見制度の中身

①成年後見制度

(根拠法) 民法の一部を改正する法律、任意後見契約に関する法律、後見登記等に関する法律 (1999 年成立) 従来の禁治産、準禁治産制度は廃止されました。成年後見制度 2000 年の発足以来全国で 225,000 人が利用し、任意後見は約 40,000 人となっています。後見人の内訳は従来は親族が多かったのですが近年は約 41% が第三者後見人となっており、その割合は年々上昇しています。家裁の審判の審理期間は年々短縮され申し立てから 2 ヶ月以内に終局しています。鑑定費用も 10 万円いかかほとんどで年々安くなっています。男女別では男性は約 42%、女性は 58% と女性の方が多くなっています。後見の類型も後見、保佐、補助と三つに別れさらに任意後見とあわせて四つのタイプがあります。また後見人も複数後見が可能で役割分担ができます。さらに、戸籍への記載はなくなり、後見登記制度が生まれました。しかし、後見が開始されますと、本人の印鑑証明書は発行されなかったり、会社の役員などにつくことはできません。

被後見人の内訳としては認知症患者が一番多く将来推計としては 2040 年には 385 万人となっています。さらに知的障害者、精神障害者、高次機能障害者が対象となっています。

しかし、後見が開始されますと、本人の印鑑証明書は発行されなかったり、会社の役員などにつくことはできません。

②成年後見制度の骨子 (後見人の仕事)

イ、財産管理

預貯金の払い戻し、年金受け取り、公共料金の支払い、日常生活での金銭管理などのほか生活用具の購入、不動産の管理などの現状維持行為がほとんどです。居住用の不動産の売買では裁判所の許可が必要です。

ロ、身上監護

病院の受診、入退院手続き、アパートの賃貸借契約、施設の入退所手続き、本人の意思確認、苦情の聴取などです。

ハ、後見人が関与できないもの

日用品の買い物、日常の事実行為 (食事やトイレの介護、清掃、病院への付き添いなどです)、手術など医療行為の同意、身元保証人や身元引受人になること、入院保証人になること、施設に入所する場合などは「本人の自己決定の尊重」からできません。手術など医療行為の同意及び身元保証は親族などになりますが

身寄りのいない方は医師などに相談してください。

ただし、緊急の場合 (脳梗塞で倒れて意識不明など) はこの限りではありません。

二、その他

相続手続きや裁判手続き (法定後見のうち後見のみです、保佐、補助及び任意後見では弁護士などに訴訟委任する場合の代理行為だけです)、精神保健福祉法上の保護者として入院に対する同意権の行使があります。

③法定後見の種類と内容 (図表 -5 参照)

(図表 -5) 法定後見の中身

類型	後見	後見	後見
対象者	判断能力なし	判断能力が著しく不十分	判断能力が不十分
申立人	本人、配偶者、任意後見受任者、	四親等内の親族、検察官、任意後見人、市町村長 (共通)	
同意権・取消権	日常生活以外の行為	民法 13 条の行為 (拡張可能)	民法 13 条の行為の一部 (拡張不可)
代理権	財産に関する法律行為	審判で決められた特定の法律行為	同左

後見の具体的な例としては重度の認知症などがあげられます。上記図表の意味は次のとおりです。

イ、四親等内の親族→本人の親族の場合ですが配偶者の三親等の姻族まで含みます。(具体的には本人の親族はやしゃ孫、おいの子、めいの子、いとこまで、配偶者のおい、めいまでです)。

ロ、本人の同意が必要なもの

申し立て時→補助の場合：代理権付与の場合→補佐と補助で必要。

ハ、取消の意味→取り消されるまでは一応有効であるが取消されると、最初にさかのぼって無効になります。撤回は将来に向かって無効になる場合 (離婚は将来に向かって婚姻生活を無効にすること) です。

ニ、代理権は本人に代わって法律行為をすることですが、代理人のした法律行為はすべてその効果は本人に帰属します (物品を売買したら本人がお金をもらったことになります)。

ホ、家裁に申し立てることを「審判」を受けると言います。

ヘ、後見と保佐と補助の違い (図表 -6 参照)

(図表 -6) 法定後見の違い

後見	まったく自分の財産が処分できない場合などです
保佐	自分の財産を処分する場合常に援助が必要になる場合などです
補助	本人が自分で財産を処分できるかもしれないけど、だれかにやってもらったほうが良いという場合です

5. おわりに

今回は保佐人の同意が必要な民法 13 条、後見人の任期、後見人になれない人等についてです。

サンセイランディックの 底地見聞録



第3回 宗教法人の相続対策

今回はわたくし宮澤が、宗教法人が関わる相続対策についてお伝えします。

— ご住職名義の底地

山梨県のとあるお寺のご住職は御年85歳。多くの檀家さんを抱え、昔から地元の人々に慕われていました。そんなご住職もお年を召され、最近では体調が優れず入退院を繰り返していました。また、ご住職には「気になること」があり、そろそろ相続についても考えなければと思い、離れて暮らす息子さんと娘さんと呼び寄せて家族会議を開きました。そこでご住職は重大なことを口にされました。実は、お寺名義の底地以外に、ご住職の個人名義の底地があるということです。つまり、相続が発生した場合、このままだと高額の税金が発生してしまいます。

— 家族は大慌て

底地が個人名義になっていたと知り、家族は大慌てしました。ほとんどの資産はお寺の名義でしたが、一部の底地は先代の個人名義のものをそのままご住職が相続したそうです。それをこれまで知らされていなかったご家族は、どうしたものかと思いがぐねていました。

—なじみの税理士さんに相談

困り果てたご住職の娘さんは、いつも確定申告でお世話になっている税理士さんに、実家の底地について相談しました。それからすぐ、税理士さんから当社にご相談を頂きました。

— 当社からのご提案

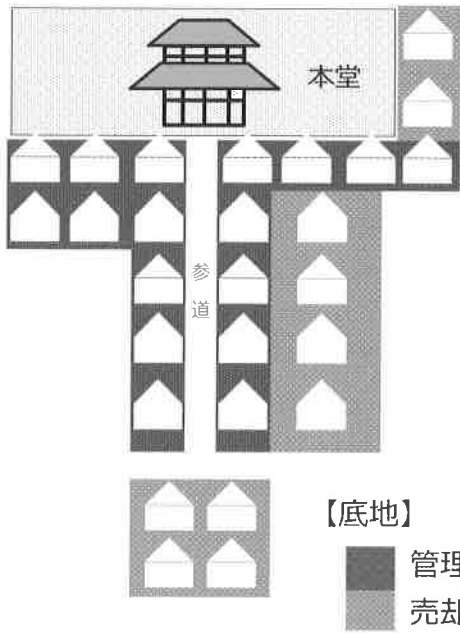
ご住職たちからお話しを伺い、相続対策として一部の底地を売却し、将来その資金で納税するという提案を致しました。さらに、いつか借地権を買い取って参道を広げたいというご住職の希望があったので、参道部分の底地を当社に管理委託しながら、残った資金で借地権を買い取り参道の幅を広げるという計画も加えられました。

— ご契約を頂けたもの

それから当社とご住職の間で契約が交わされました。しかし、それから間もなくご住職の容体が急変し、残念ながらお亡くなりになりました。その後はご長男が名義人としてご住職の遺志を継いでご決済をして頂き、底地の売却益で無事相続税を納めることが出来ました。



所 在 : 山梨県
地 積 : 約1,600坪 (本堂は含まない)
所有者 : ご住職の個人名義



一 ご売却いただいたその後

それから借地権者さんへの権利調整が始まりました。当社が購入させて頂いた底地は主に借地権者様に売却致します。土地を利用されている借地権者様にご購入頂き、所有権化することが最もメリットが大きいからです。

大半の借地権者さんは、ご住職が底地を売却しなければならなかった事情を理解していただきましたが、中には長年檀家として奉仕してきたのに、いくら個人名義の底地とはいえ、相談もなく売却されてしまって腑に落ちないと思う方もいらっしゃいました。そのような場合、その方の想いに耳を傾けることが一番の解決策だと思います。や

はりこの方も徐々に冷静さを取り戻され、最終的にご購入いただき所有権化に成功されました。

一 底地の管理と借地権の買戻し

一方、参道に面した底地の管理を承っている区画については、地代集金をさせて頂くと共に、契約内容や借地権者さんのご意向の把握からスタートしました。借地権の買戻しは明け渡しに関係する為、権利調整においてコミュニケーションがより一層デリケートになります。

ある借地権者さんは、ご両親から借地権を相続したものの、別の場所に自宅があったため、借地である実家の維持、管理に悩んでいました。そんなところ、当社から借地権の買戻しの話があがり、少し名残惜しかったけれど、納得して借地権を手放すことができたと言っていました。

一 第三者による権利調整のススメ

今回のケースはお寺のご住職が個人名義で底地を保有していたという少しレアなケースでした。お寺は底地を売却しないと思っていた分、借地権者さんたちも寝耳に水です。感情的になる方がいらっしゃってもおかしくありません。また、ご住職としても、立場上檀家さんに「底地を買ってください」とお願いしにくいでしょう。

当社は買取りだけではなく、底地管理や契約更新、契約書作成のサポートも行っておりますので、是非お気軽にご相談ください。

Profile

■ 宮澤 薫 (みやざわ・かおる)

1968年千葉県生まれ

2006年サンセイランディック入社。

現在は横浜支店で活躍中。責任感が強く、人情味のある人柄で多方面の方々からの信頼を集めています。

■ 株式会社サンセイランディック

〒101-0048 東京都千代田区神田司町 2-1 オーク神田ビル7階

TEL 03-3295-2200 FAX 03-3295-2900

底地.com <http://www.sokochi.com/>

WEBページ <http://www.sansei-l.co.jp/>



どうなる不動産オーナーと消費税改正

～平成 26 年度税制改正と共に～



顧問税理士 山家一洋

去る 3 月 29 日に横浜そごうにおいて開催された税制改正セミナーの内容を誌上にて掲載します。前号掲載分の詳細版になります。

1. 消費税率改正の内容

消費税率及び地方消費税率について、次の 2 段階で引上げることとされました。

適用開始日	現行	平成 26 年 4 月 1 日	平成 27 年 10 月 1 日
区分			
消費税率	4.0%	6.3%	7.8%
地方 消費税率	1.0%	1.7%	2.2%
合計	5.0%	8.0%	10.0%

* 経済状況の激変にも柔軟に対応する観点から、消費税率引上げの前に経済状況等を総合的に勘案した上で、消費税率の引上げの停止を含め所要の措置を講ずることとされています。

2. 消費税率引上げにあたって

(1) 経過措置と契約書の記載

新税率を適用するにあたって、資産の貸付については次の経過措置があります。

平成 25 年 9 月 30 日までに締結した契約に基づき、平成 26 年 4 月 1 日前から継続して資産の貸付を行っている場合で、①及び②、又は①及び③に該当するときには、平成 26 年 4 月 1 日以降に行う資産の貸付は 5% 税率によることとするものです。

- ① 契約書に対価の額が明記されている
- ② 事業者が対価の変更を求めることができ

ない旨の記載がある

③ 当事者のいずれも中途解約できない等の内容になっている

実務では「解約の申し出がない場合には自動更新」としていることもあります。その場合でも、更新日において一旦上記の条件を確認する必要があります。そしてその条件を満たす場合は、消費税の消費税率 5% を適用することとなります。

さて、一方、契約書に「経済変動等により賃料が不相当になった等の場合には、賃料の増減を請求することができる」の記載がある場合ですが、これは上記の②に該当することになるため、経過措置の適用を受けられません。消費税計算では、否応なく平成 26 年 4 月分の課税賃料収入から 8% として納税額の計算をすることになります。

賃料を例え据え置いたとしても、消費税の納税計算は法律通り適用されます。オーナーの資金繰りに影響を与えることとなりますので、借借人への消費税の適正な転嫁が必要になります。

(2) 所得税の賃料計上基準と消費税の計算

個人の所得税において、賃料の計上時期は、未収前受の期間対応処理する場合を除き、原則は、契約書に定められた入金日の基準によって計上することになっています。これによれば、「翌月分を当月入金とする」旨の記載がされている契約に基づいた 1 年分の賃料収入を計算した場合、毎年 2 月分から翌年 1 月分ということになります。そして、新消費税率の適用はあくまでも平成 26 年 4 月から、ということですので、平成 26 年 3 月中に翌月 4 月分の賃料を受け取る場合であっても、新税率を適用することになります。

よって、契約書記載の入金ベースで年間の賃料計算をする場合には、平成 26 年の課税となる賃料は、平成 26 年 2 月・3 月の 2 ヶ月のみ 5%、



平成26年4月～平成27年1月までの10ヶ月は8%として、消費税の納税の計算をします。

計上月	H26.1	2	3	4	5	6
月分	H26.2	3	4	5	6	7
税率	5%	5%	8%	8%	8%	8%

計上月	7	8	9	10	11	12
月分	8	9	10	11	12	H27.1
税率	8%	8%	8%	8%	8%	8%

これに対して、未収前受の期間対応計算をする場合（実務上はこちらが多い）には、平成26年1月～3月までの3ヶ月は5%、4月～12月までの9ヶ月は8%として、消費税の納税の計算をすることになります。

計上月	H26.1	2	3	4	5	6
月分	H26.1	2	3	4	5	6
税率	5%	5%	5%	8%	8%	8%

計上月	7	8	9	10	11	12
月分	7	8	9	10	11	12
税率	8%	8%	8%	8%	8%	8%

3. オーナーのための 平成26年度税制改正ポイント

(1) 相続財産に係る譲渡所得の課税の特例見直し（相続税）

相続財産を相続税申告期限後3年以内において譲渡した場合、その売却した者の譲渡所得の計算上、その者が納付すべき相続税の額の一部を、売却した不動産の取得費に加算してよい、という特例があります。従来は、その加算できる相続税の額の計算について、その者が相続した土地の一部を売却した場合であっても、その者が相続したすべての土地に対応する相続税の額を加算してよいことになっていました。しかし今回の改正により、譲渡した土地に対応する相続税の額のみが取得費加算の特例対象とすることとなりました。売却後の相続人の資金繰りに大きな影響を与えると思われます。

(例) 相続人：妻A、子B、子C
 相続財産：5億円（妻A：預貯金2.5億円、子B・子Cそれぞれ土地1.5億円承継）
 子Bが相続土地（先祖代々相続で取得費なし）5,000万円を同額の売価で売却

	従来	平成27年 1月1日以後	税額差額
相続税額 総計（注）	58,500千円	65,550千円	7,050千円
子Bの取得費 加算額	29,250千円	13,110千円	16,140千円
子Bの譲渡 所得税・住民税	3,650千円	6,878千円	3,228千円



セントシャンデルチャペル
St. chandelle chapel



ウブドバリ
Ubud BALI



ニューヨーク エスカリエ
NEW YORK Escalier



パリ ラフィネ
PARIS Raffine

お問い合わせはお気軽に

045-475-5670



新感覚ウェディングステージ アルカンシエル横浜 リュクスマリアージュ

ブライダル
フェア
開催中!

www.arcenciel-g.jp/yokohama/

Arc en Ciel luxe

交通アクセス/JR新横浜駅北口より徒歩約5分・市営地下鉄新横浜駅7番出口より徒歩約2分 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜3-18-8 緑グリーンサービス伊東



国土交通大臣(3)第6282号

株式会社サンセイランディック

横浜支店

関わる方すべてに、「気持ちのよい土地再生を」

〒220-0004

神奈川県横浜市西区北幸1-4-1横浜天理ビル20F

http://www.sansei-l.co.jp http://www.sokochi.com

info@sansei-l.co.jp

TEL.045-620-0022(代)/FAX.045-620-0021

みんなの「こまった」を
みんなの「よかった」へ

権利関係が複雑な不動産には悩みがつきものです。

私たちは日々こつこつと努力を重ね、関わるすべての

方が「よかった」と思える問題解決を目指しています。

手放して終わりではありません。それからが大切なのです。

大切に守ってきた資産を安心して

お任せください。



2014.01.30
おかげさまで
JASDAQから
東証二部へ

神奈川県不動産賃貸業協同組合は 「組合員」を募集しています。



神奈川県不動産
賃貸業協同組合

〒222-0033 横浜市港北区新横浜 2-13-13 KM 第一ビルディング 1F

TEL 045-985-1039 FAX 045-983-5617

E-mail info@e-ooya.com URL http://www.e-ooya.com